

【エクロールヨガ ヨガインストラクター養成講座（RYT200/RYT500）受講約款】

受講生（以下「甲」という）と、エクロールヨガ（以下「丙」という）は、以下のとおり「ヨガインストラクター養成講座（RYT200/RYT500）」（以下「本講座」）に関する受講約款を締結する。

【第1条】（契約の締結）

1. 本契約は、甲が別紙の受講申込書または養成講座申込フォームに必要事項を記入し、郵送またはEメールにて丙に提出し、これを丙が承認することにより成立する。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する場合、各要件を満たすことを条件として受講契約が成立するものとする。
 - (1) 甲が未成年である場合、親権者の同意があること。
 - (2) 受講料の支払いにクレジットカードを利用する場合、クレジットカードの契約が成立すること。
 - (3) 年齢、資格など受講条件がある講座において、受講条件を満たしていること。
 - (4) インターネット等の通信手段を通じて提供される講座を受講するために必要な通信機器、通信回線およびその他の設備を甲が自己の費用と責任において準備できること。
 - (5) 丙との連絡に必要な、受信可能な自己名義のメールアドレスを保有していること。

【第2条】（受講契約の内容）

1. 丙は甲に対し、本講座において、丙の定める講座の役務を提供する。
2. 丙は甲に対し、本講座に必要となるテキストおよび補助教材を提供する。
3. 甲が本講座を修了するためには、受講期間内に講座内で指定された課題を丙に提出する必要がある。
4. 丙は、本講座終了日までの期間において、カリキュラムおよび講師を変更できるものとし、事前に甲に通知を行う。なお、講師のやむを得ぬ事情（病気等）による当日の変更もあるものとする。

【第3条】（講座の提供方法） 本講座の提供方法は、以下に掲げる方法にて行う。ただし、講座内容によっては、一部の方法による提供がなされない場合がある。

1. 放送、有線放送、インターネットその他の通信手段により、生中継または録画の方法で、一人または複数の受講生に対して授業を配信する。
2. 講師が、甲に対してメール、その他インターネット等を通じて指導を行う。

3. 教材を提供または貸与（電子的な方法を含む）し、甲が自習学習を行い、学習の進捗状況に応じて、インターネット等通信回線を介して講師が甲に対して指導を行う。
4. 丙が定める会場にて、講師が甲に対して対面講座またはインターネット等を通じて指導を行う。

【第4条】（受講料の支払い）

1. 甲は丙に対し、本講座の受講料を、丙の指定する預金口座に振り込む方法またはクレジットカード決済により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 振込による場合、金融機関が発行する振込明細書をもって領収書に代えるものとし、クレジットカード決済の場合、カード会社が発行する利用明細書を領収書に代えるものとする。
3. 申込後7日以内に受講料の入金が確認できない場合、丙は甲からの申込みを承諾しないことができるものとする。

【第5条】（本講座の開催中止について）

1. 本講座の開始前、丙のやむを得ない理由により本講座の開催を中止する場合、丙は甲に対し、甲から受領済の受講料を全額無利息にて返還するものとする。なお、振込手数料は丙の負担とする。
2. 本講座の開始後、丙のやむを得ない理由により本講座の継続を中止する場合、丙は甲に対し、甲から受領済の受講料を全額無利息にて返還するものとする。なお、振込手数料は丙の負担とする。

【第6条】（著作権）

1. 甲は、本講座の募集用パンフレットや、本講座で使用するテキスト、動画、その他一切の教材を、著作権法で定める私的使用の範囲を超えて複写複製・転用してはならない。
2. 甲は、丙の承諾を得ないで、いかなる方法においても第三者に対して本講座を通じて提供される情報を使用させたり、公開させたりすることはできない。
3. 本条の規約に違反して問題が発生した場合、甲は自己の責任と費用において解決するとともに、丙に迷惑または損害を与えないものとする。

【第7条】（禁止事項）

1. 甲は、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 第三者または丙の財産、プライバシー等を侵害する行為、またはその恐れがあ

る行為

- (2) 第三者または丙に、不利益または損害を与える行為、またはその恐れがある行為
 - (3) 本講座で使用する自己のID、パスワードを複数人で共有利用する行為
 - (4) 本講座で使用する他の受講生のID、パスワードを利用するなど、第三者になります行為、または自己のID、パスワードを第三者に利用させ、貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
 - (5) 本講座の運営を妨害する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為
 - (7) 犯罪行為または犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れがある行為
 - (8) 虚偽の申告、届出を行う行為
 - (9) 本講座を利用した営業活動または営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、丙が指定した方法または別途承認した場合を除く。
 - (10) 第三者または丙の名誉、信用を毀損する行為
 - (11) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用または提供する行為、またはその恐れがある行為
 - (12) その他、国内外の法律、法令に違反する行為、またはその恐れがある行為
 - (13) その他、丙が不適切と判断する行為
2. 甲が前項に反する行為を行った場合、丙は必要に応じ、本契約の一部または全部を解除することができる。この場合、甲は丙に対し、役務の提供および受講料の返還を請求することはできない。

【第8条】（個人情報保護方針） 甲による本サービスの利用に関連して丙が知り得る甲の情報の管理および取扱いについては、丙が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

【第9条】（免責事項）

- 1. 本講座は、以下の各号に該当する場合、講座の提供を一時的に停止することがあり、甲はこれを免責する。
 - (1) 講座配信用設備の故障等により、保守、点検、修理等を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由がある場合
 - (3) 停電、通信設備の故障、講師の死亡・病気、その他天災地変などの不可抗力による場合
- 2. 丙が提供する講座は、甲の能力を開発するために提供するものであり、それにより何らかの成果を保証するものではない。

【第10条】（準拠法及び専属的合意管轄裁判所） 甲および丙は、本講座の受講その他本約款に関連して甲と丙の間で生じた紛争の解決について、丙の本店所在地を管轄する裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とすることを合意する。また、本約款の準拠法および解釈は日本法による。

【キャンセルについて（キャンセル規定）】

受講生は、以下のキャンセル規定に同意した上で本講座への申込を行ってください。受講料の入金をもって「お手続き完了」となります。申込後1週間以内に入金が確認できない場合、キャンセル扱いとなる場合がありますのでご注意ください。

※受講料ご入金前にキャンセルをされる場合は、お申し込みから1週間以内に必ずメールにてご連絡ください。ご連絡がないまま1週間を過ぎた場合は、無断キャンセルとみなし、事務手数料（1万円）をキャンセル料として申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。

1. 受講料全額入金後の解約は、事前にメールにてご連絡いただき、その後正式に書面にて申し入れ、丙がこれを承認した場合、丙の規定に基づきキャンセル料をお支払いいただきます。
 - 受講料全額または一部入金後からeラーニング学習開始日まで：事務手数料（5万円）をキャンセル料として扱います。
 - eラーニング開始日以降のキャンセル：受講料の100%

※eラーニング開始日以降は学習の進捗状況に関わらずキャンセル料が発生します。

※受講料全額納入済みの場合、銀行振込により初回入金額からキャンセル料、振込手数料を差し引いた残金をご返金いたします。

■ 無料宿泊キャンペーンご利用について（重要）

本キャンペーンは、宿泊施設の協力により実施されています。そのため、今後も継続して提供するためには、皆さまのご理解と責任あるご利用が不可欠です。以下の内容を十分にご確認のうえ、ご利用をお願いいたします。

【キャンペーンご利用にあたっての注意事項】

- 本キャンペーンは定員制です（先着順・事前申込制）。

- ・宿泊施設およびお部屋のタイプは宿泊施設の指定となり、個別のご希望はお受けできません。
- ・食事代・交通費・アメニティ類は含まれません。また滞在中の原則室内清掃は行われません。
- ・共同生活に不安がある方、設備やプライバシーにこだわりのある方は、宿泊を辞退のうえ、ご自身で別途ご手配いただくことを推奨いたします。
- ・各宿泊施設の利用規則を遵守していただきます。
- ・規則を著しく逸脱する行為が確認された場合、キャンペーンの適用を中止し、宿泊をお断りする場合があります（その場合も受講料の返金はありません）。

【講座修了の条件】

以下の条件を満たした場合、講座修了資格が付与されます。

1. 受講期限までにeラーニング学習を完了していること。
2. 受講期限までに課題を提出していること（レポート等の作成）。
3. 宮古島ヨガ合宿へ参加し、対面講座を受講していること。

※体調不良等により宮古島ヨガ合宿に参加できない場合は、別途オンライン学習に振替し、修了条件を満たすものとします。